

第17回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年9月26日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時50分
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第4号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
5. 出席委員(14人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里 7番 武田 とも子
8番 吉田 芳信 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄
12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 鈴木 茂之
6. 欠席委員(4人) 4番 佐竹 智弘 9番 相澤 喜美
推進委員 菅野 弘一 中澤 正一
7. 事務局出席職員
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第17回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、農業委員4番 佐竹 智弘 委員9番 相澤 喜美 委員、農地利用最適化推進委員 菅野 弘一 委員 中澤 正一委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行了した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 大久保 昭子 委員、 7番 武田 とも子 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○3班代表委員（布田順一委員）

第3班代表委員の布田です。説明不足の点については、同じ3班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年9月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館熊野堂字土手下174番1及び同174番4、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、174番1が70㎡です、174番4が127㎡計197㎡、転用目的は、宅地。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、贈与、宅地拡張、子への贈与です。つぎに、位置図・公図については、議案書の2ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。場所は、市道熊野堂柳生線と市道三日町熊野道線の合流地点から東へ150mほどの位置にあり、今回市道熊野堂柳生線の延長工事に伴い、通路の出入口としていた敷地の一部174番7が買収されたことから、隣接する母親の所有する農地を譲り受け、道路敷地への出入口と駐車スペースを確保しようとするものであります。法令で義務づけられている協議等は無く、盛土等を行わず現地盤を利用するため土砂の流失等はありません。雨水については、自然浸透とする事とされています。

続きまして、番号2、大字・字・地番は、本郷字大門35番6、地目は登記、現況共に畑です。登記面積40㎡、転用目的は宅地、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買、総額50万円、宅地拡張です。次に、位置図、公図については、議案書3ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。場所は、本郷団地の東境に隣接し、市道町田線から北へ入って2軒目となります。申請地は現在、譲受人の庭木の植えられた庭の一部となっています。その経緯は、申請者の妻が現在の家を分家住宅として相続し、その後、妻の死亡によって譲受人が相続したが、その間自分の屋敷と思い込んでいたということです。そしてこの後、審議いたします南側に隣接する議案第2号1番妻の甥が譲受人の分家住宅建設に向けた手続きの中で、無断転用部分が判明したもので、今回、改めて正式な転用手続きを取るというものです。このため、法令順守について指導すると共に、これまでの経緯と謝罪、反省を内容とした顛末書を徴収しております。

議案第1号1番及び2番につきましては、9月24日の担任委員会で現地調査を行い、関係者から事情聴取しました。1番については、譲受人の代理人である妻から実情を聴取した結果、担任委員会資料1ページの「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。

2番につきましては、譲受人の代理人である行政書士事務所の職員から実情を聴取し、改めて法令順守について強く指導しました。担任委員会としては、

これまでの経緯など実情を勘案しやむを得ないものと考えますが、委員の皆様
の厳正なる審議をお願いする次第です。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、布田順一代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進
委員の鈴木茂之推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（鈴木茂之委員）

議案第1号1番につきましては、9月24日に担任委員会の現地調査に同行
したところ、現地は市道熊野堂柳生線にかかる道路買収用地の残地部分と既存
建物西隣にあった家庭菜園用畑の部分になります。今後農地転用許可後に、外
周に化粧ブロックとネットフェンスを設置するとのことであり、隣接地への土
砂等の流出は生じないものと判断しましたので、転用については問題ないもの
と考えます。

次に番号2につきましては、親の代に既に自宅庭として使用されていたもの
であり、現在の所有者は、そのいきさつを教えられないまま相続したとのこと
であります。また、原状も既に庭木が植えられており、隣接地への土砂等の流
出は無いと判断されますので、今回の転用については、やむを得ないものと思
われます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきま
した。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第
1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定につ
いて」を議題といたします。それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いし

ます。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第2号農地法4条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年9月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、本郷字大門35番1及び同35番4、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、35番1が259㎡、35番4が11㎡、計270㎡、転用目的は、分家住宅。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、分家住宅建築、1棟2階建て126.79㎡です。つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料5ページ及び6ページをご覧ください。場所は、本郷団地の東境に隣接し、議案第1号2番の南隣となります。法令で義務づけられている協議はなく、汚水は公共下水道に流し、雨水は道路側溝へ放流する計画である。また、土留め擁壁を設置して、隣接地への土砂の流出を防ぐ対策を取っています。

議案第2号1番につきましては、9月24日の担任委員会で現地調査を行い、代理人である行政書士事務所の職員から実情を聴取した結果、担任委員会資料5ページの農地転用許可基準及び審査内容のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、布田順一代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の鈴木茂之推進委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（鈴木茂之委員）

議案第2号1番につきましては、9月24日に担任委員会の現地調査に同行したところ、当該地は既に更地のようになっており、不作付け地の状態でありました。近隣地は既に住宅地になっており、土砂の流出等はないと判断しましたので、転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○3班代表委員（布田順一委員）

議案第3号、農地法3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年9月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館吉田字乗馬115番1、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、69㎡、権利種別は、売買。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は84アール、世帯員、労力人は、いずれも2人、備考として、売買、総額10万円です。場所は、仙台市との境界にあり、みやぎ生協柳生店西側の道路を100mほど南に下ったところです。申請地の奥に続く乗馬116番の畑は、夫が生前親戚から頼まれて購入しましたが、夫の死亡後、道路に接続する申請部分の土地が含まれていないことが判明したとのことでした。このため、道路からの出入りなど将来にわたる円滑な利用を確保するため、今回購入する事としたとのことでした。

議案第3号1番につきましては、9月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人本人から実情を聴取し書類を審査した結果、担任委員会資料7ページの農地法第3条の判断基準のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないため、許可条件のすべてを満たすものと考えます。以上です。

○議長（大友正一会長）

只今、布田順一代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の鈴木茂之推進委員からご意見をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（鈴木茂之委員）

議案第3号1番につきましては、9月24日に担任委員会で実情をお伺いしたところ、自己所有地に隣接する畑を購入するもので、公道からの農耕機搬入

地として必要であることから、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

議案書の6ページをお開き下さい。議案第4号名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、このことについて、令和元年9月12日付けで名取市長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）に基づいて変更したいので、当該計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を令和元年9月30日月曜日まで求められているので提案する。

- 1、意見を求められている内容、議案書7ページ名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）として、第1整備計画の変更を必要とする理由。本市の振興整備計画に基づき、農用地区域内農地を対象として、農業の活性化のための施策の計画的な推進及び農業上における有効な土地利用を図ってきたが、①寺の隣地に駐車場を建設する為の土地を確保すべく、名取市堀内字梅351番1、1筆407㎡について農地転用のために除外する。②既存の作業場が下増田地区防災集団移転促進事業により買収されたため、作業場兼倉庫を建築する為の土地を確保すべく、名取市高舘川上字本木85番3、1筆332㎡について農業用施設用地へ用途変

更する。

2、名取農業振興地域整備計画の変更内容である農業振興地域除外と用途区分の変更に係る土地の所在図につきましては、議案書10ページ、11ページのとおりです。なお、変更する具体的理由については、ここに記載されているとおりです。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま事務局から説明をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の12ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年9月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年9月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件8,408㎡、更新はありません、合計3件8,408㎡。

2 利用権を設定する土地

田6筆6,859㎡、畑2筆1,549㎡、合計8筆8,408㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定2件、所有権移転1件。
- ② 賃借権の存続期間。5年2件。
- ③ 借賃（10a当り）。30kg1件、11,000円1件。
- ④ 所有権移転の売買総額。400,000円1件。
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年9月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページから14ページのとおりです。賃借権設定2件、4,230㎡、所有権移転1件、4,178㎡になります。なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長） 「挙手全員」でありますので、議案第5号については原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは15ページをお開きください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和元年9月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件3,939㎡、更新はありません、合計1件3,939㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆3, 939㎡、畑はありません、合計4筆3, 939㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定1件。
- ② 賃借権の存続期間。10年1件。
- ③ 借賃（10a当り）。12,000円1件。
- ④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和元年9月27日予定。

5 詳細につきましては、議案書16ページです。

賃借権設定1件、3, 939㎡になります。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局からご説明がなされました。ご質問はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（1）及び報告事項（2）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

- 議長（大友正一会長）
ご質問はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大友正一会長）
「なし」との声がありますので、報告事項（1）及び報告事項（2）までについて承認といたします。
- 議長（大友正一会長）
次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（小松局長）
〔東北・北海道ブロック農業委員会女性農業委員研修会に出席により、5番大久保昭子委員から報告を行った。〕
- 事務局（小松局長）
〔来月の農業委員会行事日程説明を行った。〕
- 議長（大友正一会長）
それでは、第17回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時50分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年10月24日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 7番 _____